

山梨県環境整備センターに関する今後の対応について

山 梨 県

平成25年11月

1	山梨県環境整備センターに関する主な経緯 .....	1 ページ
2	搬入再開後の搬入状況 .....	5 ページ
3	2回目の異常検知への対応 .....	6 ページ
4	調査結果を踏まえた対応 .....	8 ページ
5	環境整備センターに関する今後の対応 .....	9 ページ

## 1. 山梨県環境整備センターに関する主な経緯

平成 5年 9月 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内を5地区に区分し、管理型処分場を整備</li> <li>・建設地は、各地区の市町村等で構成する整備検討委員会で選定</li> </ul>
平成 6年 9月 建設予定地の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・峡北地区の建設予定地を明野村浅尾地区に決定</li> </ul>
平成 6年11月 (財)山梨県環境整備事業団の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出捐割合：県2/6(1,000万円)、市町村1/6(500万円)、産業・経済界3/6(1,500万円)</li> </ul>
平成11年10月 「県政ふれあい座談会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな安全対策を提示               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 三重の遮水構造(ペントナイト混合土、自己修復性シートを追加)</li> <li>② 高度水処理システム(ダイオキシン類の分解・除去装置を設置)</li> <li>③ 焼却灰の無害化(焼却灰は無害化処理して埋め立てることを基本)</li> </ol> </li> </ul>
平成12年5月～6月 土地賃貸借契約等の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分場用地として、地元財産区等との土地賃貸借契約等を締結</li> </ul>
平成14年 5月 埋立廃棄物や処分場規模を見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体面積………14.8ha→13.1ha</li> <li>・埋立容量…52万m<sup>3</sup>→40.8万m<sup>3</sup></li> <li>・埋立廃棄物量…37.65万m<sup>3</sup>→30.4万m<sup>3</sup></li> <li>・焼却灰……受け入れ→溶融スラグに限る</li> </ul>
平成15年 1月 廃棄物処理施設設置等の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設設置許可</li> </ul>
平成17年12月 基本協定締結(県、事業団、北杜市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定内容 【安全対策】               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3割程度の規模縮小(埋立廃棄物量：30.4万m<sup>3</sup>→20.7万m<sup>3</sup>)</li> <li>② 公害防止協定を早期に締結</li> <li>③ 住民代表を含めた安全対策委員会を早期に設置 など</li> </ol> </li> <li>【地域振興事業】 県・事業団は、北杜市と十分協議する中で、着実に推進</li> </ul>
平成18年 6月 公害防止協定締結 (県、事業団、北杜市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定内容               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受け入れ廃棄物は、産業廃棄物12品目と溶融スラグ</li> <li>② 埋立期間は5.5年</li> <li>③ 国の基準の10倍厳しい水質基準の設定など、管理体制の確立 など</li> </ol> </li> </ul>
平成18年 9月 廃棄物処理施設設置変更の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体面積………13.1ha→11.2ha</li> <li>・埋立容量…40.8万m<sup>3</sup>→28.1万m<sup>3</sup></li> <li>・埋立廃棄物量…30.4万m<sup>3</sup>→20.7万m<sup>3</sup></li> </ul>
平成18年10月 造成工事に着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期：H18.10.26～H19.2.16</li> </ul>
平成19年 1月 本体工事に着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期：H19.1.29～H21.3.26</li> </ul>
平成21年 5月 山梨県環境整備センター開所式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.5.21から廃棄物の受け入れを開始</li> </ul>
平成21年 6月 事業団に経営審査委員会を設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの概算収支計画の見直しに着手</li> </ul>
平成21年11月 経営審査委員会が報告書を提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支差額として約35億円の赤字が見込まれることなどを報告</li> </ul>
平成22年3月 受入単価の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営審査委員会からの提言を受け、受入単価を引き下げ(料金表ベースで平均18.8%減)</li> </ul>

平成22年 4月	活用促進策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物最終処分場対策本部」を設置。センター活用促進策を検討（5月26日公表）</li> </ul>
平成22年10月	漏水検知システムが異常を検知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因究明作業を行うため廃棄物の受け入れを停止（注1）</li> <li>・安全管理委員会で原因究明調査計画が了承される</li> </ul>
平成23年 5月	収支見通しを公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の5. 5年で埋立てを終了した場合、埋立量は6. 7万トン（計画2.3万トン）、最終赤字は約47億円と見込まれることなどを公表</li> <li>・産業廃棄物の適正な処理のために、引き続きその機能を最大限に発揮していくことが望ましい</li> <li>・県は、事業団に対して、公益法人制度改革へ対応するための財政支援を行う必要がある</li> </ul>
平成23年 6月～11月	原因究明調査に関する安全管理委員会の開催（5回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月：調査の経緯及び調査結果の報告。実証実験の実施について承認</li> <li>・ 7月：異常検知の原因及び再発防止策について説明（注1）</li> <li>・ 8月：異常検知の原因及び再発防止策について再度説明。修復・復旧、再開は認められず</li> <li>・ 10月：修復・復旧について承認</li> <li>・ 11月：施設の安全性について概ね了解 再開については、県、事業団、北杜市が協議して判断することになった</li> </ul>
平成23年12月	廃棄物の受け入れ再開を表明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水検知システムをはじめとする測定データに異常はなく、引き続き、安全な状態にあることなどを踏まえ、16日からの受け入れ再開を表明</li> <li>・廃棄物の受け入れを再開したが、反対派の妨害により搬入できず</li> </ul>
平成24年 1月	仮処分命令を申立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月：妨害行為を止めるよう粘り強く説得してきたが、妨害行為が続いたことから、16日に甲府地裁に廃棄物搬入妨害禁止等の仮処分命令を申立て</li> <li>・ 2月：甲府地裁が申立てどおり仮処分命令を決定</li> <li>・ 3月：裁判所執行官による保全執行。受け入れを再開</li> </ul>
平成24年 2月	財団法人山梨県環境整備事業団（第一次）改革プラン策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年4月からの廃棄物の受け入れを前提とした場合、約48億円の赤字が見込まれる</li> <li>・事業団は本県における廃棄物最終処分場事業の中核的な役割を果たしていく必要がある</li> <li>・搬入確保対策の着実な実施や事務所の統合による運営費の節減などを行う</li> <li>・平成23年度末に債務超過になる見込みとなったことから、新たな公益法人制度において存続に必要となる純資産を維持していくため、県は、事業団の財務基盤の安定化を図るための財政支援を行う</li> </ul>
平成24年11月	損害賠償請求訴訟を提起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団が、平成22年10月の漏水検知システムの異常検知に係る損害について、施工業者に対する損害賠償請求の訴訟を甲府地裁に提起（注2）</li> </ul>
平成24年12月	漏水検知システムが異常を検知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因究明作業を行うため廃棄物の受け入れを停止</li> <li>・平成25年1月の安全管理委員会において、調査委員会の設置が了承された</li> </ul>

<p>平成25年 2月～7月 調査委員会による原因究明調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月：第1回調査委員会を開催し、調査計画を作成</li> <li>・ 3月：調査計画に基づき、事業団が調査のための掘削を開始</li> <li>・ 4月、5月：調査委員会が現地調査を実施</li> <li>・ 6月：第2回調査委員会を開催し、調査結果の取りまとめについて検討</li> <li>・ 7月：調査委員会が、安全管理委員会において調査結果を報告</li> </ul>
<p>平成25年 7月 公益財団法人へ移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月1日から事業団が公益財団法人へ移行</li> </ul>
<p>平成25年 8月～10月 施工業者との協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査委員会の調査結果を踏まえ、事業団は、施工業者に対して、同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の検討と実施を求め、協議を開始</li> <li>・ 事業団からの対策の検討・実施の要請に対して、各施工業者から要請に応じることはできない旨の回答</li> </ul>

## 注1 平成22年10月の漏水検知システムの異常検知について

- 事業団が安全管理委員会の了承を得た作業計画に基づき、原因究明調査を実施した。その結果及び再発防止策については次のとおり。

### 【調査結果】

- ① 異常検知は、遮水工の施工から保護土の施工までの間に極めて強い荷重が銅線電極の交点部にかかりシートが損傷したことが原因であり、異常を検知したものの漏水はなかった。
- ② このような要因によるシートの損傷は、埋立地内での通常の作業で発生するものではないことに加え、掘削調査した範囲内の、他の銅線交点部には損傷が確認されなかったことや、埋立地全体の漏水検知システムの測定値に異常がなく、環境モニタリング調査等からも浸出水の漏えいが確認されていないことから、処分場としての安全性が確保されている。

### 【再発防止策】

- ① 埋立作業にあたっては、重機等の作業機械による遮水工への接触や押し込み等に対し、一層の厳重な注意を払って埋立管理を行う。
  - ② 漏水検知システムで異常が確認された場合、迅速な調査・補修等の対応を行う。
- こうしたことを踏まえ、平成23年11月の安全管理委員会において、遮水シートの破損は廃棄物等の荷重で生じたものではなく、施設の構造上の問題ではないことなどが確認され、再開については、県、事業団、北杜市が協議して判断することとなった。
  - なお、異常検知原因に関しては、平成24年3月の安全管理委員会において、念のため、電気工学及び材料工学の専門家が検証を行うことが決定され、平成24年9月に事業団の結論が裏付けられる検証結果が安全管理委員会に報告された。

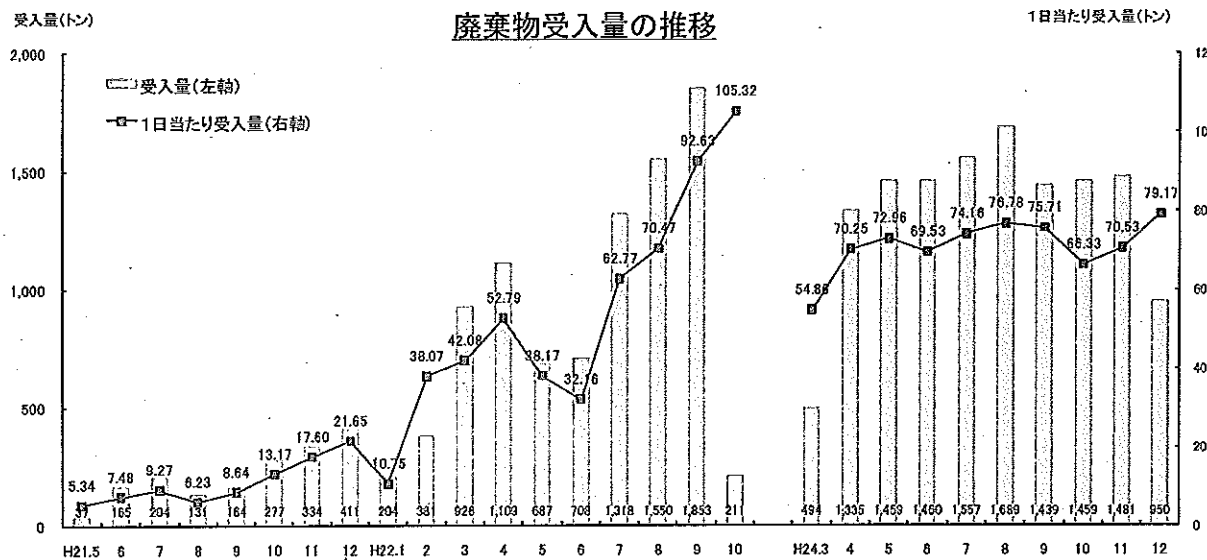
## 注2 1回目の異常検知に起因する損害賠償への対応

- 1回目の異常検知については、法面に不当な強荷重を加え遮水シートを損傷させ、かつ、漏水がないにも拘わらず検知システムが作動したとして、平成24年11月、事業団において、施設を施工した共同企業体の構成員及び保護土の施工業者に対する約3億8千万円の損害賠償請求の訴訟を、甲府地裁に提起した。
- 平成25年1月の第1回口頭弁論の後、11月までに5回にわたり、争点を明確にするための準備手続きが行われ、来年1月には6回目の準備手続きが予定されている。
- 事業団の主張が認められるよう、裁判を通じ、異常検知に関する責任の所在や損害についてしっかりと説明していく。

## 2. 搬入再開後の搬入状況

- センターは、平成22年10月の漏水検知システムによる異常検知に伴い、廃棄物の受け入れを停止していたが、事業団が行った原因究明調査の結果等に基づき、安全管理委員会において施設の安全性が確認されたことなどにより、平成24年3月19日から搬入が再開された。
- 事業団では、できるだけ速やかにセンターの営業を軌道に乗せるため、搬入実績を有する処理業者を中心に積極的な営業活動を展開し、その結果、平成24年4月以降の搬入量は、1日当たりの平均で概ね70トンを上回る廃棄物量を確保し、第一次改革プランで想定した1日当たり75トンに近い水準で推移してきた。
- こうした状況を踏まえ、知事が平成24年12月議会において、公害防止協定において埋立開始から5.5年以内と定められている廃棄物の埋立期間について北杜市に対し延長の協議をしていくことを表明したが、平成24年12月19日に漏水検知システムが再び異常を検知し、廃棄物の受け入れを停止することになった。
- 平成21年5月の操業開始から、平成24年12月の2度目の異常検知により受け入れを再停止するまでに埋め立てられた廃棄物は、23,992トンであり、これを容量に換算すると47,301m<sup>3</sup>、廃棄物の計画埋立容量207,000m<sup>3</sup>の22.9%となる。

### 山梨県環境整備センター(明野処分場)の受入状況



【年度ごとの受入量の状況】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
営業(日)	201	126	9	177	513
受入量(トン)	3,234	7,435	494	12,830	23,992
1日当たり受入量(トン)	16.09	59.01	54.86	72.48	46.77

※改革プランにおいて推計の基礎としたH22受入停止前の状況

	受入停止前			3ヶ月平均
	H22.7	H22.8	H22.9	
営業(日)	21	22	20	
受入量(トン)	1,318	1,550	1,853	
1日当たり受入量(トン)	62.77	70.47	92.63	74.94

### 3. 2回目の異常検知への対応

#### (1) 調査委員会による原因究明調査の実施

- 平成24年12月19日に発生した漏水検知システムの異常検知については、専門的かつ客観的に調査を行うこととし、事業団では、学識経験者等の専門家からなる調査委員会を設置し、異常検知の原因、施設の安全性について調査を行うこととした。
  
- 調査の経緯は次のとおりである。
  - 平成25年1月25日  
安全管理委員会において、材料工学、電気工学、水質工学等の専門家に処分場全体に関する専門家を加えた6名からなる調査委員会を設置することが了承された。
  
  - 平成25年2月18日  
第1回調査委員会が開催され、シート損傷や異常検知に係る仕組みの推定、漏水の有無、滞水の影響、保護土の土質の影響等を調査項目とする調査計画が作成された。  
また、事業団では、調査計画に基づき、3月7日から調査のための掘削を開始した。
  
  - 平成25年4月30日及び5月1日  
調査委員会による現地調査が行われ、遮水シート等の状況について、以下の事項が確認された。
    - ・ 異常検知が発生したと予想される上層遮水シートの銅線交点部において、目視及び負圧試験により、微小な損傷が確認された。
    - ・ 微小な損傷が確認された銅線交点部の上下左右4箇所の銅線交点部については、異常がなかった。
    - ・ 遮光性不織布、上層遮水シート下部の不織布、自己修復性シート、下層遮水シートについては、いずれも異常がなかった。
  
  - 平成25年6月20日  
第2回調査委員会が開催され、調査結果の取りまとめについて検討された。
  
  - 平成25年7月29日  
安全管理委員会において、調査委員会から調査結果が報告された。



## (2) 調査委員会からの調査報告書の概要

### 【調査結果】

- 浸出水集排水管を覆う栗石の施工過程において、上層遮水シートの銅線交点部に衝撃的な荷重が作用してシートに微小な損傷が発生し、その後の埋立進捗に伴う荷重の増加により異常を検知した。
- 上層遮水シートに発生した損傷を介して浸出水が遮水工内部に漏えいした形跡はなく、また地下水のモニタリング結果にも異常がないことから、施設全体の安全性は保たれている。
- また、滞水によって生じている遮水シートのたるみや保護土の土質による、シート、漏水検知システムへの影響についても、特に問題はないと判断できる。

### 【調査結果を踏まえた考察】

- 上層遮水シートの銅線交点部については、同様の原因による異常検知が2度にわたり発生したことから、施設の施工過程等で生じた損傷が他の箇所にも存在する可能性や、今後の埋立てに伴ってシートへ作用する荷重が増加した場合に、再度、異常検知が発生する可能性が完全には否定できない。
- 異常検知が発生した場合、廃棄物の受け入れを長期間停止するなど、処分場の管理運営に多大な負担と支障を及ぼすと推測されるため、今後は、3度目の異常検知が発生する可能性に対する評価を踏まえた対応を検討することが望まれる。

《今後、考えられる対処方法の例》	安定性	工事期間	対応費用
■ 現状のまま再開する場合			
① 異常検知の再発なし .....	低	なし	なし
② 異常検知の再発あり（個別対応） .....	低	短～中	低～中
※ 今後の異常検知の頻度や場所により、工事期間、対応費用には幅がある。			
■ 未然防止対策後に再開する場合			
③ 全交点にパッチ補強をする			
③-1 埋立物は一部撤去 .....	高	中	中
③-2 埋立物は全部撤去 .....	高	長	高
④ 上層遮水シートを追加施工する（新システムの導入・埋立物は全撤去） .....	高	最長	最高
※ ③、④ともに、撤去した埋立物の処分先確保のリスク、掘削作業中の遮水工損傷のリスクがある。			
※ ③-1は場内での廃棄物の移動ができる程度まで廃棄物の一部を他の処分場に運び出す。			

## 4. 調査結果を踏まえた対応

### (1) 再開に向けた考え方

- 調査委員会の調査報告書では、これまで2度にわたり同様の原因による異常検知が発生し、再度、異常検知が発生する可能性が完全には否定できないとされている。
- 今後、センターが廃棄物の受け入れを再開し、所期の目的を果たしていくためには、まずは、調査委員会の調査結果を踏まえる中で必要な対策を講じ、安定的な操業の継続が可能な施設とすることが必要である。
- 調査委員会からは、埋立地全域にわたり上層遮水シートの銅線交点部を補強することなどが対策として上げられているが、こうした対策は、施設の施工等が適切になされ、漏水がないにもかかわらず異常を検知するという事態がなければ、本来、必要がなかったものであり、施工業者において対処してもらうべきものである。

### (2) 施工業者との協議の実施

- 調査委員会の調査結果を踏まえ、事業団は、平成25年8月20日、21日、施工業者に対して、同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の検討と実施を求め、協議の申し入れを行った。
- 8月29日から9月9日にかけて、事業団から各施工業者に対して、調査委員会の調査結果を説明し、対策の検討・実施を要請した。
- 事業団から各施工業者への要請した内容は次のとおり。
  - ① 保護土及び浸出水集排水管周りの栗石が施工してある区域の上層遮水シートに損傷がないか全て点検し、損傷があった場合は補修すること。
  - ② これまで2度の異常検知は、浸出水が上層遮水シートから漏れていないにもかかわらず発生したものであるため、自らが作成して事業団へ提出した施工計画書のとおり、「上層遮水シートに漏水が発生した場合に、それを検知するとともにその位置を特定するシステム」になるよう、必要な対策を検討し実施すること。(施設の施工業者のみ)
- 10月9日から22日にかけて、事業団からの要請に対して、各施工業者から「施工・作業に問題はないため、要請に応じることはできない」旨の回答があった。

## 5. 環境整備センターに関する今後の対応

### (1) 今後のセンターの在り方

- 平成22年及び平成24年の2度にわたり漏水検知システムによる異常検知が発生した環境整備センターについては、2回目の異常検知に関する調査委員会の調査報告により、同様の損傷がいずれかの場所に存在し、他の場所でも異常検知が発生する可能性を完全に否定できないとされた。これを踏まえ事業団では、施工業者に対して同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の検討と実施を求めて協議を行ったが、いずれの施工業者からも全面的に要請を拒否する回答がなされた。
- このため、今後、センターが廃棄物の受け入れを再開するためには、裁判を提起して施工業者に施設の補修を求めるか、事業団が自ら補修を行い、安定的な操業の継続が可能な施設とすることが必要となる。
- しかしながら、裁判で施工業者に補修を求める場合、裁判自体に長期間を要する上に、その後の補修作業についても数年を要することが見込まれるため、先行きが不透明な中で極めて長い期間、受け入れを停止した状態が続くこととなり、センターに対する県内の排出事業者の信頼を維持し続けることは難しく、また、維持管理経費の増大による赤字の拡大も懸念される。
- また、調査委員会から例示された対処方法を参考に、事業団が自ら銅線交点部を補強するための対策を講じることについては、リサイクルの進展等により産業廃棄物の最終処分量が減少する中、既に多額の赤字が見込まれるセンターに対して、新たに多くの資金を投じることとなる。
- 以上の結果、センターは、調査委員会の報告や地下水等モニタリングの状況等から施設の安全性に問題はないものの、現状のままでは、安定して継続的な廃棄物の搬入が保障されず、他方、安定的な操業の継続が可能な施設とするための二つの方策についても、センターの処分場としての信頼性の喪失、赤字の更なる拡大による県民負担の増加等から県民の理解を得ることは困難であり、新たな廃棄物の受け入れを断念して施設を閉鎖せざるを得ないものと判断した。

※ 別紙「センターの今後の在り方に関する比較検討」

※ 別紙「調査委員会から例示された対処方法に要する概算経費及び工期」

## 【別紙】センターの今後の在り方に関する比較検討

対応の区分		課題及び問題点	センターの収支への影響※	備 考
再 開	1. 現状のままで速やかに再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 再び異常検知が発生する可能性を否定できない。</li> <li>➢ このため、排出事業者の信頼が得られず、安定的な搬入が見込まれない。</li> <li>➢ 異常検知が発生するたびに、調査経費及び営業損失等の損害が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 安定的な搬入が見込まれないことや、異常検知の発生に伴い不測の調査経費等がかかるため、赤字が拡大する可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 異常検知に起因する損害額</li> <li>・ 1回目…約3億8千2百万円</li> <li>・ 2回目…約2億1千8百万円 (H25.11 までの調査経費等)</li> </ul>
	補修後に再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 裁判の長期化が見込まれ、先行きが不透明な中で施設の休止状態が続く。</li> <li>➢ このため、センターに対する排出事業者の信頼を維持し続けることが難しい。</li> <li>➢ 休止状態が続くため、センターの赤字が更に拡大する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 少なくとも裁判及びその後の補修期間の維持管理経費の額の赤字が拡大する。</li> </ul> <p>※ 裁判と補修に10年を要したと仮定した場合 赤字額…約6.1億円(±α)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 埋立期間の延長が必要</li> <li>※ 埋め立てがない場合でも、水処理施設等の経費として年間1億円程度が必要</li> </ul>
	3. 事業団が自ら補修を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業団自身が新たに多くの資金を投じる必要がある。</li> <li>➢ 既に多額の赤字が見込まれるセンターの赤字が更に拡大するため、県民負担の増加につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 補修内容に応じて、工事費及び工事期間中の維持管理経費の額の赤字が拡大する。</li> </ul> <p>※ 調査委員会から例示された対処方法により補修を行った場合の赤字額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パッチ補強(廃棄物は一部撤去) …約7.1億円(±α)</li> <li>・ パッチ補強(廃棄物は全部撤去) …約8.0億円(〃)</li> <li>・ 遮水シートを追加施工(〃) …約8.6億円(〃)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 埋立期間の延長が必要</li> <li>※ 左の各赤字額は、現時点の赤字額5.1億円に、次頁に示す対処方法ごとの概算経費を加えた額</li> </ul>
4. 施設を閉鎖		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当初に予定していた埋立期間の満了を待たずに埋立終了となる。</li> <li>➢ 県内に埋立可能な産業廃棄物最終処分場(管理型)がなくなる。</li> <li>➢ 異常検知の可能性に留意して、最終覆土の方法等を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 予定を前倒して埋め立てを終了することに伴う、収入減等の額の赤字が拡大する。</li> </ul> <p>※ 最終赤字額…約5.5億円</p>	

※ 各赤字額は、第一次改革プランの赤字額4.8億円と、2回目の異常検知等によるH25年11月までの赤字額3億円を合計した現時点の赤字額5.1億円に、各対応に要する経費等を加えて算定した。

【別紙】 調査委員会から例示された対処方法に要する概算経費及び工期

(単位：億円)

対処方法	廃棄物の扱い	工期	概算経費						
			工事費等				計	工事期間中維持管理費 <sup>※3</sup>	合計
			廃棄物等掘削	廃棄物の運搬処分	パッチ補強	シート追加(新システム導入 <sup>※2</sup> )			
全交点にパッチ補強	一部撤去 <sup>※1</sup>	3年7ヵ月	6.9	8.3	0.4	—	15.6	3.9	19.5
	全部撤去	4年6ヵ月	6.9	16.6	0.4	—	23.9	4.9	28.8
上層遮水シートを追加施工	全部撤去	5年1ヵ月	6.9	16.6	—	5.4	28.9	5.6	34.5

※1 埋立地内での廃棄物等の移動が出来るよう、廃棄物の一部（50%程度）を県外の処分場に運搬して処分する。

※2 現在、環境整備センターで採用している、遮水シートの上下を線電極で挟む構造の漏水検知システムとは異なる構造のものを設置する。

※3 水処理施設の管理等で、年間1億円程度の経費がかかる。

## (2) 異常検知に起因する損害への対応

- センターの収支見直しについては、平成24年2月に策定した第一次改革プランにおいて、約48億円の赤字が見込まれているが、県議会の承認をいただく中で、昨年度末までにプランに基づく経営支援補助金として約21億円を補填してきた。
- また、同年3月の廃棄物の搬入再開以降は、県及び事業団が一体となり搬入促進の取り組みを進め、第一次改革プランの想定に近い水準の搬入量を確保するなど着実に推移し、そうした状況を踏まえ、知事は昨年12月議会で「公害防止協定において埋立開始から5.5年と定められている廃棄物の埋立期間について、北杜市に対し延長の協議をしていく」ことを表明した。
- しかしながら、その直後に2回目の異常検知が発生し、更に施設の閉鎖を余儀なくされることとなり、こうした状況の変化を踏まえ、収支の見直しを行った結果、最終赤字額は6億40百万円拡大し、54億54百万円となることが見込まれる。(別紙「山梨県環境整備センターの収支見直し」参照)
- こうした最終赤字額の拡大は、異常検知及び施設の閉鎖が主な要因であるが、これらはいずれも施工上の瑕疵に起因するものであるため、今後、廃棄物の受入停止による料金収入の減少や原因究明に要した経費に加え、埋立期間を延長して満杯になるまでの営業損失等を含め、施工業者へ求償し、最終的な赤字額の縮減を図る方向で検討する。
- なお、施工業者に対する今回の損害賠償請求額は、現時点において概ね10億円程度になる見込みであり、1回目の異常検知と併せた全体の請求額は概ね14億円程度と想定される。

## (3) 環境整備事業団への支援

- センターは、施工上の瑕疵により、施設を閉鎖することになった場合にも、事業団は、埋め立てを終了し最終覆土を行ったうえで、廃棄物処理法により処分場を廃止するまでの間、公害防止協定に基づき、浸出水の処理等を適正に行っていく必要がある。また、事業団は、山梨県市町村総合事務組合から委託を受けて一般廃棄物最終処分場の整備及び運営管理を行っていく必要があり、県としては、第一次改革プランにおける収支見直し等の見直しを行ったうえで、事業団に対し引き続き支援を行っていくこととする。

別紙

山梨県環境整備センターの収支見通し

〔第一次改革プラン策定後の状況変化〕  
 1)漏水検知システム異常検知に伴う搬入停止、調査・・・①、③、④ → 218百万円  
 2)施設の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・②、⑤、⑥ → 343百万円  
 3)センター管理費の増・・・・・・・・・・・・⑦  
 ※2回目の異常検知及び施設の閉鎖による損害額（H26年11月まで）：合計 561百万円

【収入】

【支出】

(単位：百万円)

項目	金額	第一次改革プランとの比較			項目	金額	第一次改革プランとの比較		
		計上額	増減	主な増減理由			計上額	増減	主な増減理由
建設費補助金	1,385	1,385	-		建設費	3,161	3,161	-	
料金収入	343	837	▲494	○受入停止等による料金収入の減 ①異常検知～閉鎖決定 ▲241 (H24年12月～H25年11月) ②閉鎖決定後 ▲243 (H25年12月～H26年11月)	管理費	3,716	3,497	+219	③調査費用 +36 ○埋立管理委託 ④異常検知～閉鎖決定 ▲59 (H24年12月～H25年11月) ⑤閉鎖決定後 ▲51 (H25年12月～H26年11月) ⑥最終覆土方法変更 +151 ⑦水処理施設関連経費 +130
運営費補助金	633	624	+9		財団運営費	539	522	+17	
その他の収入	164	156	+8		その他の支出	563	636	▲73	○支払利子 ▲73
合計(A)	2,525	3,002	▲477		合計(B)	7,979	7,816	+163	

【収支差額】

項目	金額	第一次改革プランとの比較		
		計上額	増減	説明
(A) - (B)	▲5,454	▲4,814	▲640	

※ 施工業者に対する損害賠償請求額は、1回目の異常検知と併せて全体で、概ね14億円程度と想定される。

1回目の請求額（既請求） 約4億円

今回の請求額

10億円程度（H26年11月までの損害額5.61億円+処分場が満杯になるまでの営業損失等）

※ これ以外に、施設建設にあたり国から交付を受けた補助金約4億5千9百万円の一部について、返還の必要が生じた場合には、その額を施工業者に求償していく。